事　務　連　絡
令和８年 10 月 14 日

医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告制度対象医療機関 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和８年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の開始について

平素から医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和８年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、「令和８年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等に係る取り扱いについて」（令和８年 10 月１日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、報告事項及び報告基準等の変更に伴い、報告期間を変更する旨ご案内していたところです。

今般、報告事項及び報告基準等の整理が完了したことから、令和８年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告を下記のとおり開始いたします。

ご迷惑をおかけし誠に申し訳ありませんが、貴院におかれましては、御了知いただきますようお願いいたします。

記

１．報告の開始について

令和８年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、令和８年 10 月 19 日から報告を開始することとし、医療機関等情報支援システム（G-MIS）については、同日午前９時から利用を再開します。

２．報告期間について

報告期間は以下のとおりとします。

・報告様式１：令和８年 10 月 19 日～12 月 11 日
・報告様式２：令和８年 11 月２日～12 月 11 日

３．報告事項及び報告基準等の取り扱いについて

別添をご参照ください。なお、厚生労働省ホームページにも掲載しております。

・医療機関機能・病床機能報告
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html
・外来機能報告
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00013.html

以上